

## 議事日程第6号

平成27年6月30日(火)

第1 議案上程(議案第46号から第58号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、予算特別)

質疑、討論、表決

---

### 本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第59号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議案上程(議案第60号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第25号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 議会案上程(議会案第26号から第28号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第6 男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会の設置

第7 継続審査事件の承認

第8 議員派遣の件

---

### 出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

---

欠席議員（なし）

---

議会事務局職員出席者

事務局長	木元義博
局長補佐	湊智志
主席主査	杉本一也
主席主査	夏井大助

---

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男	副市長	杉本俊比古
教育長	鈴木雅彦	監査委員	湊忠雄
総務企画部長	船木道晴	市民福祉部長	佐藤盛己
産業建設部長	原田良作	教育次長	目黒重光
企業局長	安藤恒昭	企画政策課長	菅原信一
総務課長	藤原誠	財政課長	柏崎潤一
生活環境課長	渡部源夫	健康子育て課長	伊藤文興
介護サービス課長	水戸瀬重孝	福祉事務所長	夏井正士
農林水産課長	中田和彦	観光商工課長	飯澤主貴
建設課長	三浦秋広	病院事務局長	佐藤守
会計管理者	目黒雪子	学校教育課長	吉田雅美
生涯学習課長	加藤秋男	監査事務局長	畠山喜代和
企業局管理課長	菅原長	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午後 4時27分 開 議

○議長（三浦利通君） これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（三浦利通君） 本日の会議時間は、議事の都合により、午後8時まで延長いたします。

---

○議長（三浦利通君） 暫時休憩いたします。

午後 4時27分 休 憩

---

午後 7時41分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（三浦利通君） 会議時間を午後9時まで延長いたします。

---

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

---

日程第1 議案第46号から第58号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第46号から第58号までを一括して議題いたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第48号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別控除の適用期限の延長、二輪車等に係る軽自動車税の引き上げ適用開始の延期及び国民健

康保険税の軽減措置の拡充など所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

本案について、委員より、来年1月から実施されるマイナンバー制度と今回の条例改正との関連について質疑があり、当局から、マイナンバー制度は社会保障及び税の分野において利用されるが、今回の改正は市税における各種申請書等にマイナンバーを記載すること等も定めているものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第49号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、適用期間の延長を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

本案についても異議なく、原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号男鹿市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、半島振興法の一部改正に伴い、対象となる業種を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

当局から、対象業種には情報サービス業、農林水産物等販売業を加えるものであるとの説明があったのであります。

本案について、委員より、対象業種の拡大により適用が見込まれる事業者等はあるのか。との質疑があり、当局から、設備の新設及び増設の取得価格の違いがあるが、最近はこの条例による不均一課税の適用よりも過疎地域関係の課税免除での適用となっている状況であり、現在、過疎関係の条例で1社が適用となっている。また、対象業種拡大により見込まれる事業所等は把握していないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号男鹿市若美歴史学習交流館条例を廃止する条例について及び議

案第 5 4 号若美歴史学習交流館の指定管理期間の変更についてであります。

本 2 議案は、若美歴史学習交流館を廃止するため、本条例を廃止するとともに、指定期間を変更するものであります。

本案について、委員より、今後、建物は町内会へ無償譲渡となる予定だが、敷地である市有地に関しての環境整備等の考え方について質疑があり、当局から、市有地については町内会へ貸し付けし、維持管理等を行っていただくこととしているが、現況を確認し、必要があれば最低限の敷地補修等をしてまいりたいと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本 2 議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 5 3 号財産の無償譲渡についてであります。

本議案は、市有財産のうち、旧若美文化交流館の建物 2 2 1. 9 3 平方メートルを鶴木町内会に無償譲渡するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5 番佐藤誠君

【5 番 佐藤誠君 登壇】

○5 番（佐藤誠君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第 5 2 号船川第一小学校校舎棟大規模改修建築工事請負契約の締結について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本議案は、船川第一小学校校舎棟大規模改修建築工事請負について、平成 2 7 年 5 月 1 4 日に、条件付き一般競争入札を執行した結果、男鹿市船越字船越 2 8 5 番地、株式会社清水組、代表取締役社長清水重輝が 3 億 5 千 2 0 8 万円で落札したので、本契約を締結するものでございます。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1 2 番船橋議員

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第46号、第47号及び第55号から第58号まで、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る23日開会し、各補正予算について補足説明を受けた後、同日及び24日の両日、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、国民健康保険特別会計への繰上充用にかかわる専決処分の経緯及び一般財源充当の考え方について。

第2点として、複合観光施設基本設計業務の業務内容及び取り組み方針等について。

第3点として、社会保障税番号制度対応システム改修業務の業務内容と作業見直し及び情報流出に対する危機管理等について。

第4点として、学校施設の維持補修及び解体の考え方について。

第5点として、インバウンド推進のためのトップセールスのあり方について。

第6点として、男鹿地域振興公社の経営のあり方について。

第7点として、男鹿駅周辺整備基本計画に関することは、業者選定のあり方及び飲食部会等の先行開催の考え方並びに地元商店への影響等について。

また、市民の意見集約の考え方及び具体的方向性について。

第8点として、職員の税金不適正処理に関することでは、長年発覚しなかった原因について、市民の信頼回復策について及び組織体制等、対応の考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査結果により、本委員会に付託されました議案第46号、第47号及び第55号から第58号について、まず、議案第47号平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分については、起立採決の結果、起立多数によ

り承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）については、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号及び第56号から第58号までについては、原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。8番安田健次郎君

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） 私は、議案第55号平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

本議案の補正予算の中にある社会保障税番号制度対応システムの改修業務費の中身は、主に国がその人の納税や社会保障給付などの情報を一元管理し、行政の手続きなどで活用する仕組みであります。この10月に市からカードが届けられる予定でありますけれども、来年1月から運用する計画になっているわけであります。

中身は、申し上げますけれども、個人情報に危ないという点です。ひとたび情報が流出すると、計り知れない被害を招くという致命的な欠陥制度であります。これはこの間の年金制度のことも、年金漏れのこともわかつてお思いますけれども。

また、2年前の成立当初は、税と社会保障、災害のこの三つに限っていましたが、今はこの国会も通しながら、個人の預貯金や健康情報まで拡大し、さらに来年度にかけてカルテやレセプトなどの医療情報、戸籍や旅券、自動車登録までにも拡大されるという中身になっております。問題であります。

そしてまた、この中身について、大金持ちであります資産家や証券・株などに携わる、いわば富裕層という階層であると思っておりますけれども、その方々には、ほとんど適用されないという、いわば中身について税の未納付の方や福祉関係のお世話になる弱

者的な人々への対応が中心であるとも言われています。しかも、これらに関連するお金は全国で3兆円と言われ、特定の会社に利益があると言われている。

自治体や企業などは、負担や補助もありますけれども、人的経費などは自治体や会社の負担になるわけでありまして、特に中小企業からは悲鳴が上がっているそうでもあります。

また、抜け穴として申し上げますけれども、警察と税務署には何の規制もなく、個人情報ややり取りや検索、ファイルの作成などが自由にできることになっています。こうした問題が多い点は、質疑や報告でも明らかになったように、肝心の市民は、生涯でほとんど利用することがない、そしてまた、個人の情報が漏れる心配が多く、リスクだけが多い制度でもあります。決して許されるべき制度ではないと考えます。

こうした予算執行は、いくら国の方向だからといっても、執行すべきではないと考えます。決して本予算の他の部分を否定する考えはありませんが、本補正予算については反対討論とさせていただきます。議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

終わります。

○議長（三浦利通君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第47号平成27年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分について採決いたします。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議案第47号は、承認することに決しました。

次に、議案第55号、先ほど討論がございました平成27年度男鹿市一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第55号は、可決されました。

次に、議案第46号、第48号から第54号まで及び第56号から第58号までを一括して採決いたします。本11件に対する委員長の報告は可決及び承認であります。本11件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第46号、第48号から第54号まで及び第56号から第58号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

---

#### 日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第59号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第2 議案第59号上程

○議長(三浦利通君) 日程第2、議案第59号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました議案第59号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の浅野優氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任として、佐藤信子氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第59号についてを採決いたします。佐藤信子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号については、異議なしとすることにより決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第60号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第2 議案第60号上程

○議長（三浦利通君） 日程第3、議案第60号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第60号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市税務課職員の公金着服事件に係る管理監督責任として、私については給料の10分の1を3カ月、副市長については、給料の10分の1を1カ月減額するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番中田謙三君。

○15番（中田謙三君） 議案第60号が、このように提案されましたので、私なりの考えを述べてみたいと思います。

6月定例会、全県に、また、男鹿市全域に激震が走ったと私は思っていますし、連日マスコミ等において、この公金着服事件が報道されました。

この一連の事件についての責任の所在というようなことで管理監督責任をもって、この給与を減ずる条例案が提出されたわけですけれども、私は、今までの減給案とは異なるのではないかなと思います。それは何かというと、今までは課税ミスとか収納ミスとか、そういう部分での、まずこの減給問題というのは、何というか責任の取り方というものがあったと思います。今回は、それこそ一番のかなめである税務課長が、それこそ言葉にするのも忌わしいわけですけれども、公金着服という、本当にあってはならないこと、市長自身が一番困惑して、戸惑いがあったのではないかなと私は思います。それは議会も同じこと、職員も同じことだと思います。

私がここで発言しているのは、先ほど管理監督責任ということで、市長は10分の1、3カ月、そしてまた、副市長の部分は触れられておりませんでしたけれども、10分の1、1カ月、右に倣うような形で、それ責任を取りたいというか、管理責任をその部分で果たしたいというような思いであろうかと思えます。

私は、この公金を着服した職員、平成21年度から、平成21年度といえば市長が就任して間もなくというか、そういう年度になろうかと思えます。市長は常々、横軸とか班編成をして、みんなで連携して市民のためにやっていこうじゃないかというこ

とを訴えられておりました。そのことが結果的に、今振り返れば、7年もの間、いろんな意味で、こういう事態を我々自身もみんなこれ見逃してというか、結果的に残念なことで今、世間をにぎわしているわけです。

私が言うのは、確かに10分の1、3カ月、提案されたので、そのことはどのように議員の方々受けとめられているかわかりませんが、この後、7月1日に税務課長が新たに課長職に就いて、この後の徴収・収納業務に当たるわけですが、これでもって徴収・収納業務が非常に支障が出るのではないかなということを思いますし、今回の一連のこういうマスコミ等の報道において、市民からいろんな部分での公務員に対する、職員に対する、何ていうかいろんな意見が聞こえてくるわけです。そういうことを踏まえれば、やっぱり長年の人事管理がやっぱりまずかったことだろうし、結果的には2人体制のところを1人で収納させておいた。そういうことを税務課の中においても、お互いにチェックできなかった。それは隠そうと思って隠しているから結果的にこうなっているかと思います。そういう意味も含めて、この10分の1、3カ月、副市長は10分の1、1カ月で、市民感覚として責任の取り方としてふさわしいのかなということを私思います。それ、妥当だという思いで、それは提案されていることだと思います。私が初めて議会でこのとおり説明を受けた中で、お金の額の話をしていただければ2千200万円、それから、きょうの総務委員会の報告で2千746万円、という数字が上がっています。着服された方は、弁済もするんだよということを言っていますけれども、幾らかというか大きな額が、この後、収納減になるわけですね。本当に大きな額だと思います。そういう意味で、この大きな額に見合うだけの責任の取り方なのかなということを思いますので、今、発言させていただきます。そのことをまず一点というか、市長の考え方をお知らせ願えればと思います。

以上です。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 今回の、いわゆる税務課職員による公金着服事件ということに関しての責任というのは、私に任命責任もありますし、途中のチェックも必要であったと。規則を決めていても、それを実行しなければ、その規則は機能しない。ただ、

それをチェックするシステムが足りなかったということは、私自身、痛感いたしております。

今後は、今、調査委員会でその全容解明した上で再発防止策を、これから打ち出して、そして信頼回復に向けるということに尽きるわけでありまして、責任の取り方については、いろいろな方のご意見があると思いますが、私といたしましては、今提案した内容ということで提案いたしましたものであります。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。15番中田謙三君

○15番（中田謙三君） 私は、やっぱり行政というのは税でもって成り立っている、それは言わなくてもわかることなので、あくまでも、やっぱり先ほども申したとおり、課税ミスとかそういうことでなく、今回は着服の部分がありますよね。それはもう、市民にとっては、公務員としてあるまじきことで、彼を責めることは、これはできるわけではないんですけれども、全体責任としてやっぱりこの2千700万円という数字が出ている。このことを重く受けとめなければいけないのではないかなと思います。

そしてまた、こう言えば困る話というか、副市長は4月から副市長になられました。確かに10分の1、1カ月。でも、誰かが責任を取らなきゃいけないから、誰かにというか、やっぱり市長、副市長が責任を取ると、そういうことでまずけじめをつける、けじめという表現はおかしいかもしれませんが、それなりのことをしなきゃいけない。そうしないと、市民感覚としては受け入れられないというように私は思います。そのことを踏まえて、市長が10分の1、3カ月、副市長は10分の1、1カ月ということに、こういうふうになっているかと思えますけれども、おのずと市長の責任の取り方というのは、私は、比べるわけではございませんけれども、市長、副市長のことでは、今のような考え方では困るのかなって私はそう思います。そういうことで、まずここで私は発言させていただいていますし、きょうの総務委員会で2千746万円という数字が上がりました。しからば、この後どのような捜査というか、誰がこの後、その数字なり、調べることになるかわかりませんが、前回報告されたときより500万円近い数字が上ってきてますよね。それが困ることであるし、この後またこの数字が上がるのが非常に困るわけですが、そのことも踏まえた中で、実際には2千万円を超える歳入が見込めない、そのことに対する市民に対

しての責任の取り方としてはどうなのかなということ、私はこういう場において発言させていただいています。改めて考え方を述べていただければ。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 今申しましたとおり、今回の事件に関しましては、現在、全容の解明に向けて、今、調査委員会で調査中であります。今の時点での数字を申し上げました。最終的な数字というのは、これから出て、我々の調査の中では出てまいります。それを十分踏まえた上で、今回の提案をいたしております。

○議長（三浦利通君） 15番中田謙三君

○15番（中田謙三君） 最後に、私は今発言させていただいていますので、冒頭にも話したとおり、市民感覚として、この減額の議案で納得してもらえるものだと市長は思っておられますか。その点だけ最後に答えていただければありがたいです。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 市民感覚という言葉は、いろんな意味で使われますので、一概には答えられません。ですけれども、こういうこととなりますと、いわゆる過去の事例ということは、一応の参考にはいたしました。具体的な例ということは、ここでは申しませんが、過去のいろんな他市の例とかいうことは参考にして、今回の提案をいたしました。

○15番（中田謙三君） 終わります。

○議長（三浦利通君） 15番中田謙三君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「議長、採決の前に休憩してもらえませんか。動議、もし諮るなら諮ってください。」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） いやまず、今、質疑の・・・

（「採決の前に。」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ほかに質疑ありませんか。1番佐藤巳次郎君

○1番（佐藤巳次郎君） 今の中田議員の質問と同じ議案についてお伺いしたいわけですが、管理監督責任ということで、どのような過去の例で処分の内容がどうで

あったのか、他市の例も今、市長は話されましたけれども、どういう事案で処分内容がどの程度であったのか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと。

市長は、この金額について、これも含めての処分だということですが、それこそ市民感情からすれば、非常に少ないんじゃないかということで、私はやはり市長自身、もう少し、もう少しというか処分内容を再考する必要があるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺についてどう考えているのか。今後のこの事案、着服事件が、もっと拡大するという事になった場合、処分の再考もあり得るのか、そのあたりもあわせてひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） 県内の事例ということで、この条例を提案させていただくに当たって、市長ともいろいろ相談をさせていただきました。その際、県内の他の事例を参考にさせていただいたところでございます。

この中には、税の不正処理だとか、税金の横領事件だとか、公金の横領問題等々、事例としてはございます。一番最新の例で公金の横領事件、報道されておりますので申し上げますが、能代市の職員が2009年から2013年度にかけて現金、税務関係の証明料など約434万円を横領したというような事案に関して、市長が10分の1、1カ月、副市長が10分の1、1カ月と、こういうような、大体ほかの事例も減給の月数、あるいは減給幅といったあたりは、大体そういうような事例が似通っていることから、今回このように判断をして市長から提案をさせていただいたということでございます。

○議長（三浦利通君） 1番佐藤巳次郎君

○1番（佐藤巳次郎君） ただいまは能代市の例を挙げていましたけれども、額からすれば男鹿市の今回の事案とは桁違いに違う数字だけですが、男鹿市での過去の不祥事の処分内容は、どういう内容であったのか、お聞かせ願いたいと。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） 男鹿市の最近の事例と申し上げますと、入湯税の関連で平成17年度の事例でございしますが、市長が減給3カ月の10分の1、当時の助役が減

給1カ月の10分の1、当時の収入役が減額1カ月の10分の1と。最近の一番新しいケースということでは、平成19年の7月に病院の医師の問題で減給3カ月、10分の3と、100分の30という割合というような過去の処分の例がございます。

○議長（三浦利通君） 1番佐藤巳次郎君

○1番（佐藤巳次郎君） いろいろ述べられました。今回の事件というのは、かなり前からやられているということでは、非常に管理責任というのが大きいんじゃないかという気がするわけで、市長自身はこれで十分と、再考の余地はないということなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 先ほども申し上げましたが、いろんな事例を勘案した上で今回の提案をいたしております。

○議長（三浦利通君） 1番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 8時26分 休 憩

---

午後 8時31分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開いたします。

---

○議長（三浦利通君） 本日の会議時間は、議事の都合により、午後10時まで延長いたします。

---

○議長（三浦利通君） 暫時休憩しますが、再開については、可能な限り会派の意見調整もスピーディーにやってもらって、短時間で済ませてください。

午後 8時31分 休 憩

---



午後 8時58分 再 開

○議長（三浦利通君） 会議を再開いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。本件に対して賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立少数であります。よって、議案第60号は、否決されました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議案第25号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第4 議案第25を上程

○議長（三浦利通君） 日程第4、議案第25号男鹿市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第25号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第25号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第26号から第28号までが提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

---

#### 日程第5 議会案第26号から第28号までを一括上程

○議長(三浦利通君) 日程第5、議会案第26号から第28号までを一括して議題といたします。

職員に議会案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議会案第26号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

議会議案第 27 号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度実現を求める意見書

議会議案第 28 号 安保関連法案の廃案を求める意見書

---

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。本 3 件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本 3 件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会議案第 28 号安保関連法案の廃案を求める意見書を採決いたします。本件は、起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議会議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦利通君） 次に、議会議案第 26 号及び第 27 号を一括して採決いたします。本 2 件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会議案第 26 号及び第 27 号は、原案のとおり可決されました。

---

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度  
2 分の 1 復元を求める意見書

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児

児童生徒数が多くなっています。しかしながら、35人以下学級は小学校1年生、2年生にとどまり、35人以下学級の拡充が予算措置されていません。また、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。

見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、少人数学級などの教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

自治体は厳しい財政状況にあり、独自財源による定数措置を行うことは不可能な状況にあります。国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えていきます。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2016年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

## 記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、少人数学級と計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

平成27年6月30日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 下村博文様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 高市早苗様

---

### 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める意見書

消費税が増税されて、物価が上がって、秋田県民の生活は苦しくなっています。年金受給者の多数は年金だけで生活できないでいます。とりわけ、一人暮らしの高齢者の生活は厳しさをましています。

年金は高齢住民に直接給付されるかけがえのない収入で、特に高齢県である秋田県にとって、年金の削減は地域の消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にして地域経済に大きな影響を及ぼすだけでなく、国の経済にも大きな影響を与えることが懸念されます。

とりわけ、生活費にも満たない低年金受給者にも一律に年金削減を行うことは、国民の生存権を奪うもので、到底容認されるものではありません。

年金引き下げをやめることと、だれでも安心して暮らせる「最低保障年金制度」の創設は、高齢者にとって切実な願いです。

高齢者の生活と地域経済を守るためにも、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出します。

### 記

1. 年金削減を取りやめ、そのための「マクロ経済スライド」を廃止すること。
2. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を実現すること。

3. 現在、隔月払いの年金支給を毎月払いにすること。

平成27年6月30日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

---

### 安保関連法案の廃案を求める意見書

安倍内閣は、安保関連法案を何が何でも強行するため会期を戦後最長の95日間延長しました。もともと会期制は多数党の横暴を抑制し、少数意見を保護するために設けられているもので、議会制民主主義のルールを壊すものであります。

安倍内閣は5月14日、自衛隊法など関連10法を一括して改正する「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」を閣議決定し、15日に国会に提出し、特別委員会で審議中です。

審議の中で法案の問題点が次々に明らかになっております。

6月4日の衆議員憲法審査会では、自民党の推薦者を含む3人の参考人の憲法学者が「集団的自衛権の行使は憲法違反」と発言しました。

6月12日には自民党の元幹事長や政調会長、閣僚などを務めた4氏が日本記者クラブで会見し「不戦国家から軍事力行使国家へとの大転換を意味し、国策を大きく誤ることになる」と、法案反対の意思表示をしました。

世論調査も安保関連法案に関連して、「政府の説明が不十分」が共同通信（5月末調査）で81・4%、読売新聞（8日）80%、「自衛隊のリスクが増える」が共同で72%、読売が68%、「今国会での成立に反対」が共同55・1%、読売で59%です。

憲法前文と9条は、紛争を解決する手段としての戦争を否定し、話し合いによる解決を主張し、軍隊はもたないことを明確に規定しています。

この憲法のもとでも、さまざまな理由を付けて自衛隊をつくり、今や世界有数の軍備を持つ部隊となっています。しかし、憲法の制約もあり、「専守防衛」「海外派兵はできない」という原則を守ってきました。

だからこそ、第2次世界大戦終結から70年間、一人の自衛隊員も戦争で殺されず、他国の人も殺さないでくることができました。これは誇るべきことです。

安倍内閣は、国際情勢の緊迫を唯一の理由に、憲法解釈を変更して「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を昨年7月1日に行い、今年の4月27日にこれを具体化する日米ガイドライン改定し、さらに4月29日には米上下両院合同会議で「この夏までの成立」を約束しました。

集団的自衛権の行使は憲法違反であり、長年の憲法解釈を一内閣の閣議で変更するなど立憲主義の否定であり、国権の最高機関である国会に諮る前に日米で既成事実化し、米議会に成立を約束するなどは、まさに暴挙であります。

安保関連法案は、日本周辺・極東などの地理的制約をなくし、従来の活動は「非戦闘地域」で行い、「武力の行使はしない」という原則を根本的に変え、「現に戦闘が行われていなければ、戦闘の可能性のある地域にも自衛隊を派遣する。治安維持活動にも参加し、任務遂行型の武力行使を認める」ものとなっています。自衛隊が海外に行き、戦争に参加する、「殺し殺される軍隊になる」ことは明白です。また、集団的自衛権の行使では、日本が攻撃されていなくとも米国や豪州が攻撃され、または攻撃すると、その戦闘に参加することになります。

安倍内閣は「新3要件がある」「国会の事前承認を原則とする」などと言っていますが、政府の裁量でどうにでもなる基準です。

日本の在り方を根本的に変え、海外で戦争できる国につくりかえる安保関連法案の廃案を求めます。

平成27年6月30日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

---

### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会の設置を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第 6 男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会の設置

○議長（三浦利通君） 日程第 6、男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。男鹿市税務課職員による公金着服事件を特定事件として、委員会条例第 6 条の規定に基づき、7 人の委員をもって構成する男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第 9 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による権限を委任し、審査終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、男鹿市税務課職員による公金着服事件は、7 人の委員をもって構成する男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会を設置し、これに付託の上、地方自治法第 9 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による権限を委任し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、三浦一郎君、木元利明君、古仲清尚君、安田健次郎君、進藤優子さん、船木金光君、小松穂積君を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会委員に選任することに決



しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 9時05分 休 憩

---

午後 9時18分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

男鹿市税務課職員による公金着服事件検査特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に木元利明君、副委員長に古仲清尚君。

以上のとおり、ご報告いたします。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第7 継続審査事件の承認

○議長（三浦利通君） 日程第7、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第103条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで、閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のと

おり、所管事項の調査は、行政調査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第 8 議員派遣の件

○議長（三浦利通君） 日程第 8、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 159 条の規定により、ご配付いたしております議員を派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしております議員を派遣することに決しました。

---

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて 6 月定例会を閉会いたします。大変遅くまで御苦労さまでした。

---

午後 9 時 20 分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 三 浦 桂 寿

議 員 高 野 寛 志